

議案第15号

道路法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

道路法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(八幡浜市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正)

第1条 八幡浜市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第42条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>	<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>
<p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第42条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(交通安全施設)</p> <p>第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>

<p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令<u>第42条</u>第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令<u>第42条</u>第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p><u>第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、八幡浜市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例(平成24年条例第47号)で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令<u>第41条</u>第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令<u>第41条</u>第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 八幡浜市道路占用料徴収条例(平成17年条例第176号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					
別表					
(単位：円)					
占有物件			占有料		
			単位	金額	
(略)					
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの		8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	610
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	380
			地下に設けるもの		230
		その他のもの			760
法第32条第1項第4号に掲げる施設				760	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
				Aに0.008を乗じて得た額	
				Aに0.01を乗じて得た額	
		上空に設ける通路			480
		地下に設ける通路			290
	その他のもの			760	
(略)					
備考 (略)					

改正前					
別表					
(単位：円)					
占有物件			占有料		
			単位	金額	
(略)					
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	760	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
				Aに0.008を乗じて得た額	
				Aに0.01を乗じて得た額	
		上空に設ける通路			480
		地下に設ける通路			290
	その他のもの			760	
(略)					
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の改正による改正後の八幡浜市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路法等の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路に係る設置基準及び民間事業者等が自動運行補助施設を設置する場合に係る道路占用料を定めるため。